

表 6 - 9 特定工場から発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間：午前6時から午後10時まで	夜間：午後10時から翌朝6時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じである。

表 6 - 10 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準					備考
	振動の 大きさ	夜間又は 深夜作業 の禁止	1日の 制限	作業時間 の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止	
くい打機、 くい抜機又 はくい打 くい抜機を 使用する 作業	75 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日 の午前7 時まで	第1号区域 1日につき 10時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他 の休日	もんけん、圧入式くい 打機、油圧式くい抜 機、圧入式くい打 くい抜機を除く。
鋼球を 使用して 建築物 その他の 工作物を 破壊する 作業						
舗装版破 砕機を 使用する 作業						作業地点が連続的に 移動する作業にあつて は、1日における当該 作業に係る二地点間の 最大距離が50mをこ えない作業に限る。
ブレーカ ーを 使用する 作業						手持式のものを除く、 作業地点が連続的に 移動する作業にあつて は、1日における当該 作業使用する作業に係 る二地点間の最大距離 が50mを超えない作業 限る。

(注) (区域の区分) 第1号区域：第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で
(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、
(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区
域。

第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。